

平成25年度 特別支援学校機能強化モデル事業 成果報告

(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

団体名	山梨県教育委員会
-----	----------

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

本県においては、平成20年度から24年度まで実施した「特別支援教育総合推進事業」により、各学校の教員の専門性の向上、通級指導教室担当者や特別支援学校コーディネーターによる巡回相談事業の実施、専門家チームによる困難事例への対応、地区及び専門部特別支援連携協議会による地域・障害種別のネットワークや支援体制の構築等に取り組んできた。しかし、障害による学習上、行動上の困難さに併せ、不適切な養育環境による不適応行動、虐待事例の増加等により、学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、小・中学校、高等学校等からの相談・支援のニーズは多様化してきている。それらのニーズに対応するためには、医療、福祉、心理等の外部専門家との連携を図ることにより、特別支援学校のセンター的機能や総合教育センターの相談機能、巡回相談事業等の強化が必要であった。

特別支援学校では、本事業実施前から、看護師の配置等を行い、医療的ケアに関する教員の専門性の向上に取り組んできたが、医療的ケアの分野ばかりでなく教育指導全般にわたり、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理士等（以下「PT等専門家」という。）の医療現場の専門家を活用し、教員の専門性の向上を図ることも求められていた。一方、外部専門家の活用に当たっては、本県の現状として、PT等専門家の絶対数が少ないと加え、とくに学齢期の児童生徒を専門とするPT、OT、STの人数が少ないともあり、人材の確保が困難な状況も課題であった。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

【成果】

- ・PT等専門家を配置した特別支援学校では、PT等専門家から直接助言を受けることができ、教員が教育以外の新たな視点をもつことにより、指導方法の改善、専門性の向上等につなげることができた。センター的機能の発揮においても、これらの専門性を生かし、相談への対応や指導に関する助言を行うことができた。
- ・教員がPT等の他職種と連携を図ることによって、学校外の関係機関との連携の在り方を改めて学び直し、専門機関との連携をより一層促す効果がみられた。
- ・肢体不自由を対象とする特別支援学校が、聴覚障害を対象とする特別支援学校に配置されたSTを活用し、口腔機能を含めた発声・発語指導等についての助言を受けるなど、特別支援学校間での連携や、複数の専門家の助言を受け、指導の充実を図ることができた。
- ・特別支援学校や総合教育センターに対する市町村教育委員会、小・中学校、高等学校等からの相談については、必要に応じてPT等専門家が各特別支援学校のコーディネーターや総合教育センターの研修主事に同行し幼児児童の実態把握や指導方法について多面的な視点から助言をすることができた。
- ・教育、医療、福祉、労働の関係者で構成されたスーパーバイザーミーティングについては、困難事例を抱える学校関係者を交え、多面的な評価や支援方法、関係機関との連携の仕方などの助言を行い、学校での支援や関係機関との連携が円滑に行われるなどの成果を上げることができた。

- ・各特別支援学校のコーディネーターを対象としたコーディネーター会議や総合教育センターにおける特別支援学校のコーディネーターを対象とした資質向上事業を通じて各特別支援学校の指導方法に関する情報交換を行うなど、特別支援学校間の連携を推進した。
- ・特別支援学校の地域別・機能別役割分担については、本県では、事業実施前から県教育委員会が示す基本方針に則って各特別支援学校が主体的に進めている。
- ・教員の専門性の向上のための研修会については、心理的な分野、ソーシャルスキルトレーニング、アセスメントと指導に関する研修会を校種別に開催した。校種別に開催することにより、それぞれの相談・支援のニーズに合わせた研修内容とすることができた。
- ・総合教育センターによる特別支援学校コーディネーター資質向上事業では、年間52回の研修会（一人当たりは、13～15回程度の参加）を実施した。PT等専門家を活用して、アセスメント、心理検査の方法と解釈等についての研修を行ったほか、臨床研修として実際に総合教育センター研修主事が担当する相談業務の補助、相談に来る児童生徒の観察、相談ケースの事例検討等を経験することにより、就学相談や小・中学校、高等学校等への支援の在り方等について技術的な向上を図ることができ、各特別支援学校のセンター的機能の発揮においてもその経験が生かされている。

【課題】

- ・事業実施1年目であったこと、また、専門家の確保に苦慮し、予定していた勤務時間数の確保に至らなかつたことがあり、PT等専門家配置校内における活用が中心となり、配置校以外の特別支援学校や小・中学校、高等学校等における活用が課題である。
- ・地域の特別支援教育の中核となる通級指導教室担当教員の専門性の向上を図るためにSTや心理士を派遣した研修等を実施してきたが、活用が一部の教室にとどまっているため、今後は各教室から活用計画書を提出させる等、より計画的に派遣を進めていく必要がある。
- ・障害の状態に応じて、PT等専門家同士の連携による多面的な評価ができる場を積極的に設けるなど、活用に関する工夫を行っていく必要がある。
- ・スーパーバイザー会議については、活用が少なかった。その理由としては、学校がその役割や効果的な活用について、十分に理解できていないと考えられる。
- ・教員の専門性の向上を目的とした研修会については、受講人数を拡大するとともに、計画的にテーマの領域を拡大する必要がある。
- ・特別支援学校コーディネーター資質向上事業については、知的障害特別支援学校のコーディネーターを中心に研修を行ったが、他の障害種の特別支援学校コーディネーターについても研修の機会を設ける必要がある。
- ・本県の平成25年度調査では公立高等学校在校生のうち、1.95%（408人）が発達障害等により特別な支援を必要としているが、現状では高等学校及び高校生に対する十分な支援システムが構築されていない。

3. 解決策（次年度の取組等）

- ・PT等専門家が配置されていない特別支援学校での専門家の活用を促進するため、総合教育センターに心理士を配置し、PT等専門家を全ての学校で活用しやすいシステムづくりを行う。
- ・小・中学校、高等学校等への事業内容に関する周知を引き続き行い、PT等専門家の活用を促す。
- ・県内の特別支援学校、小・中学校、高等学校等からの相談への対応は総合教育センターが中心的に担う必要があることから、総合教育センターがPT等専門家を活用することができる時間数を増や

し、幅広い相談・支援のニーズに対応できる体制づくりを行う。

- ・スーパーバイザー会議に関する具体的な活用事例を紹介する等、学校現場へのその役割や効果的な活用についてより一層の周知を図る。また、開催回数を年間4回から6回に増やし、より多くの困難事例に対応できる体制を整える。
- ・総合教育センターの相談体制の一層の充実を図るために、総合教育センターで実施している就学相談等へもスーパーバイザーやPT等専門家の活用を進める。
- ・外部専門家を活用した研修会については、今後も受講人数の拡大やテーマの領域を拡大して継続実施するとともに、教員個人の専門性の向上から組織としての専門性の向上につなげるよう、参加者が研修した内容を所属校に持ち帰り、環流報告を行う等の取組を進める。
- ・小・中学校に対する地域の支援の中心的な役割を担っている通級指導教室担当教員に対し、ST、心理士等を活用して、月に1回程度継続的に専門性の向上を図る場を設定する。
- ・平成26年度から、本事業において「高等学校に在籍する発達障害者等サポート事業」を開始し、高等学校及び高校生に対する支援システムの構築を図る。

【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
山梨県下全域	1	山梨県立盲学校
	2	山梨県立ろう学校
	3	山梨県立甲府支援学校
	4	山梨県立あけぼの支援学校
	5	山梨県立わかば支援学校
	6	山梨県立わかば支援学校ふじかわ分校
	7	山梨県立かえで支援学校
	8	山梨県立やまびこ支援学校
	9	山梨県立富士見支援学校
	10	山梨県立富士見支援学校旭分校
	11	山梨県立ふじざくら支援学校